

府子本 645 号
28 初幼教第 12 号
雇児保発 0916 第 1 号
平成 28 年 9 月 16 日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
殿

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
（ 公 印 省 略 ）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

保育所用地に対する固定資産税に関する考え方について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。待機児童の解消に向けて、一層の保育所等の整備が求められており、保育ニーズを踏まえた整備量拡大に取り組んでいただいているところです。

今般、保育所用地に対する固定資産税について、地方自治体からの照会もあることから、基本的な考え方について下記のとおりとりまとめましたので、貴職におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内の市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記内容につきましては、総務省に確認済みであることを申し添えます。

記

保育所の用に供する土地については、地方税法の規定により、固定資産税の非課税措置が講じられている。ただし、その土地から貸付料を得ている所有者については、土地を資産として貸し付け、貸付料を得ていることから、税負担の公平等の観点から、課税できることとされている。

このような所有者に課税しないことについては、十分な検討が必要であるが、保育所用地の確保に困難を抱えている地方自治体において、税負担の公平等に十分配慮しつつ、土地所有者が土地を提供するインセンティブの一つとして、補助金など他の施策の実施に加えて、条例による税負担の軽減措置等、税制についても活用を検討することは可能である。